

議第114号

損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県立彦根総合運動場スイミングセンターにおける死亡事故について、次のとおり和解を行い、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号および第13号の規定に基づき、議決を求める。

1 和解の相手方となる者の住所、氏名

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		

2 和解の要旨

(1) 滋賀県および公益財団法人滋賀県体育協会は、連帯して、上記1表に掲げる者に対し、本件事故による逸失利益、慰謝料その他一切の損害賠償として、金80,067,767円の支払義務あることを認め、これを、平成27年8月31日限り、上記1表に掲げる者の指定する口座に振り込んで支払う。

(2) (1)により、本件事故による上記1表に掲げる者の損害に関する賠償は、一切解決済みとし、上記1表に掲げる者と滋賀県および公益財団法人滋賀県体育協会は、相互間において、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを確認する。

(参 考)

平成24年8月31日滋賀県彦根市松原町3028滋賀県立彦根総合運動場スイミングセンターにおいて、
氏が、プールにて潜水練習を繰り返していたところ、浮上してこない同人を巡視監視員が発見し、水面に引き上げ、応急処置を行ったあと救急搬送されたが、平成24年9月2日、死亡に至った事故について、上記1表に掲げる者と滋賀県および公益財団法人滋賀県体育協会が和解しようとするものである。